

平成28年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成28年6月7日(火) 10時00分～12時00分
開催場所	閑内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員(会長)、奥委員(副会長)、五嶋委員、津谷委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、岡部委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、田中(稻)委員、田中(伸)委員、中村委員
開催形態	公開(傍聴者12人)
議 題	1 (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について 2 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について
決定事項	平成28年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	<p>1 平成28年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録確認</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について</p> <p>ア 審査会に対し諮詢した。</p> <p>イ 事務局が手続状況について説明した。</p> <p>ウ 事業概要及び環境影響評価方法書の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【葉山委員】 スライド14ページに、生物多様性に関する記述があり、きちんとしたご認識をお持ちだとわかりました。スライド19ページの配慮事項(3)で、地域の生物相への貢献に注目してくださるとのことですが、具体的に環境影響評価項目の調査、予測手法になると、その部分は取り上げられていません。緑の作りこみ方に関しては、立地条件特性を考えると、創出するという手順となりますが、どのようにここに創出可能なのかをきちんと調査に基づいて検討すべきだと考えます。そのあたりが抜けているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>【事業者】 確かに事業により新たに生物・緑地のプラス面を評価するのは、重要であると思いますが、現段階において、技術指針等で手法が定められていない、またケーススタディが公開されているということではないので、なかなか個々の事業者、個々の事例で適正に評価するというのは難しい状況と考えています。しかしながら、環境影響評価の経緯というのは、横浜市の施策等との整合性を踏まえながら、事業計画を検討していくものと理解しています。横浜市の施策としては、「生物多様性横浜行動計画」というものがあります。これに2025年の目標として、「身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし」と記載されていますので、これを念頭において計画していきたいと思っています。また、この事業の特性といたしまして集合住宅ということがあり、さらに分譲していきます。「京浜の森づくり事業」に示されている緑化樹種等を参考にしていきたいと考えていますが、集合住宅という特性を考えますと、工場とは違い、人の出入りの制限ができないという特性もございます。例えば、死角となるような非常に密な森を作るのはおそらく難しいです。この事業の特性と横浜市の施策を踏まえまして、事業計画の方で検討していきたいと思います。</p>

【葉山委員】	難しいとのお話でしたが、最近は都市の中のエコロジーに対してどのように配慮していくかという課題に参考できるような事例が増えていくます。例えば川崎駅前再開発のURが実施している「アーベインビオ川崎」は、屋上にビオトープ的な空間を作っています。そういう事例が複数あることを考えると、実際にそういうものをこういう立地環境の中に整備した場合に、どのくらいのものが再生してくるか、ある程度科学的に確認できる状況になっていますので、そうしたものをその地域だけでなく、区域を広げて情報を収集し、検討材料に使っていただければいいと思います。どういう方法を取って、検討されるかということをチェックしたいので、そういう意味で項目に入れていただきたいと思います。
【事業者】	事務局とも相談しますが、ご指摘いただいたことは事業計画を検討する中で当然そうだと思われますので、どのような形でお示しできるか考えていきたいと思います。
【佐土原会長】	今後、ご説明いただけたるうえでよろしくお願ひします。
【津谷委員】	評価項目の選定に関して、スライド25ページの環境影響要因の工事中の地下掘削に関して騒音、振動が選定されていませんが、どうしてでしょうか。
【事業者】	これは地下掘削の工事を外しているのではなく、建設機械の稼働で全ての工事をみております。また、地下掘削で残土が出るかと思われますが、それは工事用車両の走行の項目でみていきます。
【五嶋委員】	スライド69ページの地域社会について、工事用車両の走行に伴う影響かと思われますが、これだけ高層のビルが建ち、住居空間も増え、それに伴い車を使う方も増えるかと思われます。その影響の評価についての視点はあるのでしょうか。
【事業者】	次のスライド70ページに関係車両の走行に伴う交通混雑があります。商業施設に関する車両だけでなく、マンションにお住まいになる方々の車両も含めて関係車両の走行に伴う影響も考慮しています。
【五嶋委員】	子供には緑地や公園が必要です。また、運河もあるので、落ちたりしないような配慮が必要です。
また、建物が建った時にどれくらい人口密度が増えるかどうかの評価はされているのでしょうか。例えば、公園等が大混雑で、建物の中にずっとひきこもるような状況にならないようにしていただきたいです。	
【事業者】	C地区だけの事業ではありませんが、区画整理事業を行うに当たり、居住者一人当たり3m ² の広場・緑地等を設けるという横浜市の基準がありますので、それをまず満たすことが最低限のところです。緑化率等に関しては、今後地区計画の中で横浜市と協議の上、決めていきます。ご指摘があったような混雑状況にはならないと思いますが、要所要所、広場・緑地空間を設けながら、全体として、十分な広場・緑地空間を設ける考えです。
【奥副会長】	大きく3点あります。まず1点目がスライド6ページをみると、対象事業が実施されるC地区の左上に既存事業継続ゾーンE地区が隣接しています。先日現地観察した時に、避雷針製造、車検や自動車整備等の事業所がありました。既存事業がE地区に集約されますが、E地区からC地区住宅に対する影響はどのようなものになるのでしょうか。例えば騒音や生活環境へのE地区からの影響というものをどのように考慮して、C地区における建物の配置、対策を考えていくのかが気になります。こ

の点について、考えをお伺いします。

2点目は地盤についてです。スライド6ページや3ページを見ますと、現在運河になっているところで埋立がされるところ、例えばスライド6ページだと点線で示してあるので分かりますが、スライド9ページにそれを落とし込んだ時に、現行の運河がどの建物のあたりに掛かるのかを示していただきたいです。C-1地区とC-2地区B棟あたりにかかるのか、場合によってはC-2地区A棟にもかかるのかもしれません。その情報をいただきたいです。

さらに、地盤については、環境影響評価項目として選定していただきたいおり、「対象事業実施区域において、軟弱地盤層が存在する可能性があることから、評価項目として選定します。」と方法書に説明があります。軟弱地盤というのは、埋立部分は当然懸念されるかと思いますが、それ以外の既存の地盤にも軟弱地盤にあたるようなところがあるのかどうか、それが想定されるのかどうか、お伺いします。

3点目は、スライド10ページで、都市美審の指摘を受けて景観上の配慮から建築物の高さにメリハリを付けたというご説明でした。それはよろしいのですが、この高さと配置の妥当性について、環境影響やその地域の生活環境への影響からこの高さと配置が望ましいということの根拠を示していただきたいです。現段階では難しいのかもしれませんので準備書の段階になるのかもしれません、日照や風害等の予測も踏まえて、高さや配置を見直す可能性はあり得るのでしょうか。日本のアセスは複数案が義務付けられている訳ではないので、最初に示した案ありきで進んでしまうことがあります、この高さと配置が望ましいという根拠をお示しいただきたいと思います。

【事業者】 1点目について、E地区に隣接しているということ、そこに既存の地権者が移られて来るということで、工場や事務所等が来たときに、C地区にどのような影響があるかという主旨かと思います。まず、建物の配置についてですが、スライド9ページをご覧ください。E地区の道路を挟んだ目の前には基本的に、建物を配置せず空間を設けようと思っています。まだ、具体的にお示しできませんが、イメージとしては広場空間にしたいと思っています。資料中左の台場公園が拡張されていく中で、この空間とリンクしていくイメージで、E地区も含め、周辺の方々が使えるような空間構成にしたいと考えています。道路を隔ててすぐ、建物同士が向かいあっているという形にはしないと考えています。騒音について、まだ測定していませんが、住宅を建設する際には、事前にサッシが音に対してどれだけ遮音できるのかを測定します。測定した上で、通常生活するよりも音が大きい場合、遮音等級の高いものを導入します。基本的には窓を開けない限り、あまり問題ならないだろうと考えています。個人差もありますが、一般論として問題ないといえるレベルにさせていただきます。

2点目の軟弱地盤について、埋立事業をする場所ではきちんとチェックされるとと思いますが、それ以外の部分については、建物を建てる前に地盤調査を実施します。そこで、液状化の問題がある場合は、それに対する対策を実施します。実際に地盤がどのような状況になっているかによって、対策方法も変わってきますので、今の段階で具体的にお話はできませんが、着工前には必ずそういった調査を実施してまいります。

3点目の高さについて、150mから180mが環境影響等において妥当かということですが、今後、地区計画が定められる予定で、おそらく具体的には高さの制限の設定等が地区計画で定められていくと思います。それが来年あたりと聞いております。ですから、その中で、みなさんのご意見も踏まえて、最終的に高さの設定をさせていただきたいというところが、現状ができる回答です。風環境等を含めて調査をさせていただきます。大きな変更はさすがに難しいと思いますが、可能な限り、変更できるところについては検討していきたいというスタンスです。

【葉山委員】 先程の奥副会長のご質問とも絡みますが、南側の隣接地に台場の遺構が確認されているということでした。ご説明だとC-1地区の建物の配置を外しているということでしたが、スライド78ページの調査方法を見ると、それがどの範囲かをこれから確認するという書かれ方をしていきます。実際に現地調査をして、建物と遺構が重なった場合はどのような対応をされるのでしょうか。

【事業者】 全エリアを調査しているのではないですが、現段階では基本的にはできる限り建物の配置をずらしたいと考えています。配置については微妙な数メートル単位で置いているところもあるので、影響を判断しながら、建物と重なる状況が起つた場合には、横浜市の文化財課と相談していきます。無下に壊すこととはしません。

【横田委員】 埋立事業、土地区画整理事業等や宅地造成事業の複合的な影響の出た後の事業なので、現状というものが捉えにくく、混乱しています。まず、影響のベースラインとして、どの段階のどういう状況を想定されているのかをお伺いしたいです。具体的には、景観等で変化の予測と記載がありますが、変化の前はどの時点をベースに検討されているのでしょうか。

【事業者】 これから調査する時期との比較となります。景観に関しては、少し引いた眺望ということでみますので、埋立や宅地造成等の状況はあまり関係ないと考えています。

【横田委員】 更地になった状態がベースラインと考えているのでしょうか。

【事業者】 景観については、これから調査しますと、まだ既存の建物がある状況です。水域の埋立もまだされておりません。

【横田委員】 例えば台場保全エリアと運河の一体的な景観というものをベースラインとしておかれるのか、運河が埋め立てられた後の台場の周辺部分の状況をベースラインとするのか、どうでしょうか。

【事業者】 問題点があると認識しました。確かに遠い地点では問題ないかと思いますが、圧迫感の検討ではかなり近くの地点を取っております。今の建物を消してみて、更地になった状態、受け渡していただいた状態からどうなるかがベースになるとは思いますが、アセスの中でどう表現していくか整理していきたいと思います。

【横田委員】 地区計画はこれから検討されるのですが、並行して、影響を見なければならぬと思います。地区として見た場合、現状がベースラインとなっています。現状からのアセス開始時点までの影響を地区計画でも配慮する必要があります。例えば一体的な景観を再現していくのか、生物多様性、緑に対してもどのように創出するのか、アセスの対象にはなっていないけれども、埋立されて更地になったところまでも再生の視点をどのように盛り込んでいくのか、地区計画含め今後、具体化していくつもりたいと思います。

【事業者】	検討していきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。
【水野委員】	工事中の件でお伺いしたいのですが、スライド17ページの工事用車両の通行ルートが書いてあります。主なルートとして第一京浜がルートになっています。既に第一京浜の沿道のNOx濃度が高いと思いますが、こういった沿道のデータを集めておいた方がよいと思います。もしこれが既に高いとすると、工事用車両の通行ルートや時間帯を考慮してもらった方がよいと思います。
【事業者】	事実としてどのようにになっているかを含め、きちんと整理して準備書の段階でお示ししたいと思います。
【佐土原会長】	スライド11ページに、防災に関する計画が書かれておりまして、この場所は防災的にも重要な場所であると思いますし、周辺に対する防災拠点としても重要で、色々考えていただいていいことだと思います。考え方として、建物に住んでいる方は災害時には建物に留まるということでおろしいでしょうか。もしそうであれば、非常用発電機はかなりの生活を支える、ということを含めた容量が必要となりますので、かなり充実したものを付けていただく必要があるかと思います。 また、水に関してはどうお考えでしょうか。今後、検討していただく必要があります。留まって生活するとなると、トイレの水なども必要となりますので、そういうものをどう確保して、供給していくかが重要な思います。
【事業者】	まず、居住者に関して、災害時はマンション内に留まるという考えです。マンション内においては、防災倉庫を設置する予定です。図書には記載していませんが、マンション居住者用防災倉庫を作りまして、そこに3日程度必要な物資、あるいは災害に役立つような道具類を置くような想定です。その中に水も含まれています。生活用水等については、非常時なので、通常の生活を送る水準に持っていくのはかなり困難です。しかし、インフラ復旧までの一般的な72時間を目安にして、多少我慢は必要になりますが、最低限のものは置きます。電源についても、基本的に共用部を中心に稼働するだけの電力を想定しています。さすがに各住戸に電気を供給することになると、発電機の容量が莫大なものになりますし、通常それを維持管理するのが、マンションにお住まいの方となってしまいます。その費用も掛かり、それらのバランスを考えた時に、どこがベストなのかというと、必要最低限の電力、生活の物資を確保させていただくという考え方となります。
【佐土原会長】	もう1点だけ付け加えると、中に留まって避難生活を送ることなので、情報提供のシステムの整備が必要となると考えます。
【事業者】	ご指摘ありがとうございます。
【佐土原会長】	他にご意見等無ければ事業者は退場してください。
オ 審議	
【佐土原会長】	審議に入りますが何かご意見ある方はいらっしゃいますか。 なければ本案件に関する本日の審議は終了とします。
(2) 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について	
ア	指摘事項等一覧について事務局が説明した。
イ	補足資料について事業者が説明した。
ウ	質疑
【佐土原会長】	説明ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問やご

意見はございますか。

【佐土原会長】 コメントですが、補足資料3ページの削減効果の試算ということで、このような形で最新のものと従来のものとを比較すると、これくらいになるというものを出していただきましたので、一般の方々が目安として受け取ることができますので、この形でまとめていただきたい、ありがとうございました。

【奥副会長】 補足資料3ページの回答の2段落目の最初の行で、『本計画の3・4号機の諸元が「最新のLNG火力」であると仮定して』とあり、あくまでも仮定の話ということですが、ここの部分が一般の人から読むと分かり難いのではないかと思います。その下の注2に書いてあるB A T表のAを採用するという前提で検討されるということかと思いますので、そうであれば、そのように断言していただきたいと思います。

【事業者】 資料のスペース等の関係もありまして、詳しく書かせていただくことはしなかったのですが、これまでの審査会の中では何度もB A T表のA以上を採用するということを御説明させていただきましたので、何度も書くのもどうかと思い、このような文章とさせていただいたのですが、確かに一般の方がこれだけを見たときにB A T表のA以上を採用するということは分からぬので、この点については今後の資料の中で検討したいと思います。

【佐土原会長】 二酸化窒素についてはいかがでしょうか。

【水野委員】 環境目標値と環境対策値があるのは、川崎市の独自の仕組みだと思います。環境目標値に向かって対策目標値を作り、それをクリアしていくというのは川崎市の考え方なので、このような形で目標を定めるのはいいのではないかと思います。ただ、二酸化窒素を見ますと、環境基準もさることながら、光化学オキシダントやPM2.5に関わるので、出来るだけ少なくするというのは基本的な考え方ではないかと思います。できれば、そのような視点も入れて、濃度の対策も考えていただければと思います。特に、ここの火力発電所の施設の排出諸元を見ますと、窒素酸化物濃度で言えば、極めて少ない濃度です。要するに、0.04ppmとしても、これに対して排出濃度は100分の1以下ですから、たぶん全然ここには影響しないと思いますので、こちらの方には実質的に大きな問題はないのかと思います。ここに書かれていない光化学オキシダントなどの問題に目を向けていただき、光化学オキシダントにしてもPM2.5にしても簡単にはいかないのですけれども、原因になることは間違いないので、どちらの方に気を配っていただければよろしいかと思います。

【奥副会長】 補足資料8については、現状について詳しく説明をしていただきいて、最後の3番のところで、現況を踏まえてこの目標にするのが妥当だというお考えを改めて示していただいており、まずは説明がしっかりとなされるというのが重要であると思いましたので、このようなご回答でよろしいのではないかと思います。特に、この3番のところの最後の3行が非常に重要だと思いますので、ここに書いてあるように、川崎市の二酸化窒素に係る目標達成に著しい影響があるかどうか検討し、更なる窒素酸化物の排出量の削減に努めていただきたいと思います。

工 審議

【佐土原会長】 他にご意見ないようでしたら、本件については、これで審議を終了いたします。次回は、答申に向けて「検討事項一覧」を事務局でまとめて

ください。

- 資料
- ・平成28年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録【案】
 - ・東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について（諮問）（写し）
 - ・東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に係る手続きについて 事務局資料
 - ・東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書の概要 事業者資料
 - ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料